

秋田市農委告示第4号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第5条の規定に基づき、秋田市における農地等の権利移動の制限に関して、秋田市農業委員会が定めた下限面積の別段の面積を下記のとおりとするので、告示する。

令和5年4月1日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 1 秋田市の農地等の権利移動の制限に関して定めた、次の下限面積の別段の面積を廃止する。
 - (1) 平成23年秋田市農委告示第7号による別段面積
 - (2) 令和3年秋田市農委告示第10号による別段面積
- 2 廃止日は、令和5年4月1日とする。